

令和3年6月1日
No.155

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

源泉所得税及び復興特別所得税の納付について

従業員又は青色専従者に給料を支払っている事業主で納期の特例の適用を受けている方は、令和三年一月から六月までの給料にかかる源泉所得税及び復興特別所得税（以下、源泉所得税等といいます。）を、令和三年七月十二日（月）までに納付しなければなりません。（納期の特例の適用を受けていない方は毎月分の給料にかかる源泉所得税等を翌月十日までに納付する必要があります。）なお、納付すべき税額がなくても給料、賞与を支払っている場合は、源泉所得税等の納付書の提出が必要となります。

■ 期 間

六月十四日（月）～七月十二日（月）
（第二第四土・日曜祭日を除く）

※六月十九日（土）・七月三日（土）は午前九時～十二時まで受付可。

■ 会 場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

■ 必要な書類

源泉徴収簿、源泉所得税等の納付書（税務署から送られてきたもの）、前年分の決算書及び申告書控、記帳されている方はその帳簿等

※ご来所の際は、必ず電話で予約をして頂きますようお願い致します。
なお、予約の方が優先となりますのでご了承ください。

※消費税の届出、記帳等ご不明な点についての相談もお受けしておりますので、ぜひ青色申告会をご利用ください。

経済産業省《月次支援金》

《給付対象》詳細は、経済産業省の「月次支援金ホームページ」をご覧ください

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて 月間の売上が2019年または2020年の同じ月と比べて、50%以上減少していること

※①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

《申請期間》

【4月分・5月分】

2021年6月中下旬～8月中下旬

【6月分】

2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヵ月間。

《申請方法》

オンラインでの申請となっております。

（オンライン申請が難しい方は、サポートセンターが開設されます）

※詳細は、6月中旬頃、発表予定です。

※一時支援金を受給済の方は、事前確認等一部手続きが省略されています。

《相談窓口 受付時間：8：30～19：00 土日・祝日含む全日》

電話 0120-211-240

IP 電話専用

03-6629-0479

令和二年分の決算を終えて



会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

本年は、会員の皆様のご協力のおかげで、待ち時間が少なくスムーズに対応できましたことに感謝いたします。なお、来年もより待ち時間を少なくし、確定申告を効率的に行うことができるよう以下の事項にご留意いただきますようお願い致します。

●摘要の記入について

会計ソフトのデータや手書きの帳簿を見させていただけますと、日付と金額しか記入されていない方がおりますので摘要も記入していただくようお願い致します。

なお、消費税については令和元年十月一日以後の改正により消費税率が10%の標準税率と8%の軽減税率の複数税率になったことにより、摘要の記載事項として次の内容を記載しなければなりませんこととなりました。

1. 取引の相手方の氏名または名称
2. 取引年月日
3. 取引内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を含む）
4. 取引金額

標準税率10%の適用取引と軽減税率8%の適用取引は、行を分けて記入していただきます

すようお願い致します。

●USB等ご持参のお願い

ここ数年間、ICT（国税庁ホームページ印刷による提出）やe-Taxにより確定申告書で提出をする会員が増えております。そこで、パソコンの使用時に入力した令和二年分のデータを保存しておきますと、令和三年分のデータ入力時に会員の氏名、住所等のデータを新たに入力する必要がなくなり、時間の短縮につながりますのでご持参をしていただきますようお願い致します。（USB等は事務局でも販売しております。）

●医療費控除について

医療費の領収書をまとめて持参し、その合計額のみを集計している会員が見受けられます。令和二年分からは、従来のような医療費の領収書の提出や提示では医療費控除の適用を受けることはできません。領収書等から医療費控除の明細書を作成して提出しなければ医療費控除を受けることができなくなりました。（医療費の領収書は確定申告期限等から五年間、税務署から医療費の領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、破棄せずに必ず保管するようにしてください。）

さい。よって、医療費控除の適用を受ける方は必ず医療費控除の明細書を作成してご持参いただきますようお願い致します。

●前年以前三年分の決算書・申告書の持参

前年以前三年分の決算書・申告書は本年分の消費税の申告、純損失の繰越控除、減価償却費の計算に必要な資料となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

●「確定申告のお知らせ」ご持参のお願い

青色申告会事務局を経由して申告書を税務署に提出された方は、来年の確定申告時には税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されず、納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」はがき（振替納税を利用の方）又は通知書（納付書が必要な方）が一月の下旬までに送付されますので、必ずその書類をご持参いただきますようお願い致します。（e-Tax送信をした方には送付されません。）

なお、決算書は練馬西青色申告会事務所にも用意してありますので、ご来局の際にお持ち帰りください。所得税及び消費税の申告書用紙は、税務署に連絡していただくと送付されますので、郵送希望の方は来年の一月以降に税務署へ申告書の送付依頼をしていただきますようお願い致します。

青色申告特別控除が改定されました

令和二年分の確定申告から、複式簿記による記帳をしている方の青色申告特別控除が六十五万円から五十五万円に引き下げられました。

但し、複式簿記による記帳をしている方で次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は青色申告特別控除が六十五万円となります。

1. その年分の確定申告書、決算書（貸借対照表及び損益計算書等）の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用していること。
2. その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の備付け等を行っていること。

よって、会計ソフトにより記

帳をしている会員で、令和四年から青色申告特別控除六十五万円の適用を受けたい方は、令和三年九月三十日まで「国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を提出する必要があります。まだその書類の提出をしていない方は令和三年九月三十日までに練馬西青色申告会事務局にお越しになり、提出していただきますようお願い致します。（今後、法律の改正により手続が変更となる可能性があります。）

ブルーリターンAを使用している会員は、その提出書類は簡素化されております。

なお、その他の会計ソフトを使用されている方は、各自でご記入していただきますようお願い致します。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2022年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.21%（2021年5月1日現在）
- ※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
- ※他に練馬区の利子補給40%（3年間）
- ※利用できる方：従業員20名以下（宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下）
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第1金曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F
TEL：3994-6521 FAX：3994-6589

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについての質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。

Be a Great Small.
中小機構

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
14時～17時までは
チャットで質問可能です
小規模企業共済



小規模共済

検索

令和三年度・四年度の代議員を募集しましたところ、立候補者はおりませんでしたので、ここにこの報告させていただきます。